

令和4年5月9日

文部科学大臣 末松 信介 殿  
生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員 各位

安全な生徒指導を考える会

「生徒指導提要の改訂試案」に関する意見書

拝啓新緑の候、ますますご清祥でご活躍のことと存じます。

さて、私たち「安全な生徒指導を考える会」（以下、「考える会」と略）は、不適切な生徒指導により不登校になった子ども及び家族、自殺に追い詰められた遺族の立場から、令和4年3月29日 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第7回）配布資料として示された生徒指導提要の改訂試案（以下、「改訂試案」と略）について検討していただきたい点について下記のとおり意見を述べさせていただきます。

別紙も参照のうえご検討お願いします。

記

- 1、生徒指導提要（平成22年3月）P157 3 問題行動を起こした児童生徒への効果的な指導の進め方を復活させること。
- 2、不適切な指導についての記載が不十分なため、過去事例も踏まえた記載にすること。
- 3、不適切な指導の項目を設け目次に追加すること。
- 4、デジタルテキストの長所を活かし、いじめや不登校、生徒指導等に関連する文部科学省の通知や指針へリンク先を表示しジャンプできるように設定すること。
- 5、生徒指導や子どもの自殺、子どもの権利に精通している有識者、不適切指導の被害者・遺族を、改訂の人選に加え、発達障害と同様に、不適切指導の特別なプロジェクトチームを作ること。

以上

(別紙)

## 1、生徒指導提要(平成 22 年 3 月)P157 3 問題行動を起こした児童生徒への効果的な指導の進め方を復活させること。

試案の P126「少年非行への対応の基本」に手順とも取れるものが書かれています。(1誠実な事実の特定、2児童生徒からの聞き取り、3本人や関係者の言い分の聞き取りと記録、4非行の背景を考えた指導、5被害者を念頭においた指導、6早期発見・早期対応の視点、7非行傾向を示す児童生徒への指導における考え方)

しかし、生徒指導の手順は少年非行への対応だけでなく、日常の生徒指導全体に関わるものです。そのため、現行の生徒指導提要と同様に、一般原則として考えるべきです。そして、手順を意識して生徒指導を行うことは、指導の教育的効果を得るために必須です。適正手続きの保障は、子どもの権利条約(2条、3条、12条、13条、14条、15条、16条、19条、40条など)の視点からも大変重要なことです。

試案では、現行の生徒指導提要にある一般原則のところには生徒指導の手順が抜け落ちています。現行の生徒指導提要第6章 P159(ウェブ版 P171)にある図表 6Ⅱ-1-1 および留意点をもとに、指導までの手順を示すことを強く求めます。

そのうえで、さらに安全な生徒指導にするために、現行の生徒指導提要 P159 の図表 6Ⅱ-1-1 および留意点に、指導後の対応に関することを加筆してほしいです。

指導後に、児童生徒が行方不明となることがあります。そのため、指導後に一人にしないこと、児童生徒の精神状態を観察したり、なだめ役の教員を用意するなどの対応が必要です。万が一行方不明になってしまった場合には、速やかに保護者や警察、消防等への連絡を行うことが大切です。また、指導後の教員の対応(反省文や部活停止、家庭訪問、宿題のやり直し等)も、担任や顧問のみの判断に任せることなく組織的に対応をすることが必要です。

## 2、不適切な指導についての記載が不十分なため、過去事例も踏まえた記載にすること。

不適切指導については、改定試案 P79 3.6.2 懲戒と体罰にて少し触れられているだけで詳細な内容が分かりません。

これまでの不適切な指導の事例として、教員が自覚することなく不適切指導を行ってしまうことや指導中、指導直後、指導の数日後に、自殺企図を招いた例があります。

これまでの不適切指導の事例を踏まえて、指導上の留意点を記載したり、公表されている調査報告書へのリンク先を添付し閲覧できるようにすることで、実際の過去事例からの学びや気付きを得ることができ、不適切な指導の予防につながると考えます。

(1) 公表されている調査報告書のリンク先を記載し閲覧できるようにする。(以下参照)

① 岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書

[https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/769713\\_7129023\\_misc.pdf](https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/769713_7129023_misc.pdf)



#### 例6. 大声で怒鳴ることはしない(落ち着いた雰囲気を作る)

学校教育で教師が生徒を大声で叱ると、一般におとなしい生徒は「威圧されている」と感じ、萎縮して言いたいことも言えなくなってしまう。そうなれば、教師と生徒との信頼関係も悪化します。大声を出さずに教育効果を上げるためには、生徒に寄り添い内省を促すような指導でなければなりません。

#### 例10. 指導後に1人にさせない(保護者に連絡をする)

指導後、もしくはこれから指導されることが子どもに伝わっている場合等は、子どもは動揺している可能性が高いです。そういった時に、一人で教室で待たせる、一人で荷物を取りに戻らせる、一人で学校から家に帰らせる等をさせて、自殺に至っている事件があります。

指導後に、児童生徒が行方不明となることがあります。その場合、警察や消防、交通機関などや保護者らに連絡をとることが求められます。そして、関係した教職員は管理職や関係機関、保護者と連携を取り、当該の児童生徒を探す必要があります。

#### (3) 教員の不適切なふるまいが不登校に影響することを言及する。

不登校については、「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」では、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」(複数回答)は、「先生のこと」(小学生30%、中学生26%)は上位になっています。そのため、指導を含めた教師のふるまいが、不登校を誘発することには言及すべきだと思います。

#### (4) 部活動の中で行われる生徒指導にも注意喚起する。

部活動顧問は、部活動指導だけでなく、部員に対して生徒指導を行うこともあります。その際、部活停止などの連帯責任を課したり、独自の部活の規則(部則)をもとに学校組織とは違う判断基準で指導がされるなどの不適切指導が起こることがあります。

不適切な指導の内容について、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(平成25年5月27日付、運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議)で、「体罰等の許さない指導と考えられるものの例」にもあるように、暴力を含む体罰以外、つまり暴力を伴わない指導について、「パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威迫・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を等を行う」「身体や容姿に係ること、人格否定的な発言を行う」「特定の生徒に対して独善的に執拗かつ適度に肉体的、精神的負荷を与える」などが入っています。そのため、これらの文言に言及すべきではないかと思います。

#### 3. 不適切な指導の項目を設け目次に追加すること。

改訂試案では、体罰・懲戒の項目で不適切な指導に触れています。これでは目次からの検索が出来ません。デジタルテキストの強みを活かすためにも、不適切な指導を一つの章や節、項でまとめて、目次に追加することを要望します。

例として以下のように提案しますのでご検討をお願いします。

章の場合は、「Ⅰ部第4章 不適切な指導」として追加する。

節の場合は、「3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制」の次に、「3.7 不適切な指導」として追加する。

項の場合は、「3.6.2 懲戒と体罰」の次に、「3.6.3 不適切な指導」として追加する。

また、サンプル原稿(2021年11月26日)の第1章1. 1. 2生徒指導の特色(4頁)に書かれている、「教職員は、生徒指導関連の法規の理解が大切です。同時に、生徒指導の支援過程において、教師は、体罰や暴言などの不適切な行為をしてはなりません。公立学校の教職員は、地方公務員法や教育公務員特例法等を十分に理解し、法令遵守を貫徹しなければなりません。」という部分が、試案には抜けてしまっています。その部分を不適切指導の項目の中で復活させて、不適切指導を行ってはならないことを周知させてほしいです。

さらに、第Ⅱ部における各論、「いじめ」「暴力行為」「少年非行」「児童虐待」「自殺」「中途退学」「不登校」「インターネット・携帯電話にかかわる問題」「性に関する課題」の項目で、不適切指導により、自殺や自傷行為、PTSD のリスクがあることを指摘して、「不適切な指導」の項目にリンクで飛ばせるようにしてほしいです。

4、デジタルテキストの長所を活かし、いじめや不登校、生徒指導等に関連する文部科学省の通知や指針へリンク先を表示しジャンプできるように設定すること。

「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」、「学校事故対応に関する指針」、「教師が知っている子どもの自殺要望」、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」などは、生徒指導に関連する内容です。

デジタルテキスト版の生徒指導提要进行をより教育現場で使いやすくするためにも、上記の各種指針やガイドライン、また不適切な指導や事後対応等について文部科学省から発信された通知や国立教育政策研究所の生徒指導関連ページへのリンク先を表示し、該当ページへジャンプできるようにしてください。

5、生徒指導や子どもの自殺、子どもの権利に精通している有識者、不適切指導の被害者・遺族を、改訂の人選に加え、発達障害と同様に、不適切指導の特別なプロジェクトチームを作ること。

生徒指導の手順や留意点を加筆したり、過去の不適切指導の事例を扱うためには、不適切指導を検討する特別なプロジェクトチームを作る必要があると思います。

そのため、生徒指導や子どもの自殺、子どもの権利に精通している有識者、不適切指導の被害者・遺族を、人選に加えてほしいです。

そして、生徒指導に伴う子どもたちの精神的な負荷や、不適切な指導が心理的視野狭窄や自殺企図を招くプロセスの解説もされることが必要だと思っています。

